

けんぽQ & A Series28

Q 「標準報酬月額」について教えてください。また、どのようなことに利用しているのかご説明ください。

A 「標準報酬月額」とは、被保険者の方々それぞれの報酬（給与等）を、区切りのよい幅で47段階に分けたものを、標準報酬月額といいます。

区切りのよい幅で段階をつけることで、毎月の保険料計算や傷病手当金・出産手当金などの給付計算の際、作業をしやすくするためのものです。

もうひとつ関わってくるのが、会社を辞めて「任意継続被保険者」となるときに必要になってきます。

標準報酬月額は、各被保険者ごとに毎年見直しされます。

《入社当初（被保険者になったとき）》

- 1月から5月に入社した方の標準報酬月額は、有効期限が同年の8月までとなり、同年9月からは、同年4月から6月の報酬平均から割り出したものが標準報酬月額になります。
- 6月から12月に入社した方の標準報酬月額は、有効期限が翌年の8月までとなり、翌年9月からは、翌年4月から6月の報酬平均から割り出したものが標準報酬月額になります。

《入社以降の定時決定》

- 每年4月から6月の報酬平均から割り出したもので、有効期限が翌年8月までとなります。

《入社以降の随時決定》

- 被保険者の方の昇給・降給等で大幅に報酬が変更になった場合に、1月から6月の間に改定したものは、有効期限が同年の8月までとなり、7月から12月の間に改定したものは、有効期限が翌年の8月までとなります。